

石綿飛散頻発に対応

規制強化

アスベスト(石綿)を使った全ての建物が、解体時などに大気汚染防止法の規制対象となる見通しになった。今後、解体工事のさらなる増加が見込まれる中、これまで対象外だった建材でも石綿の飛散が確認され、対策強化を迫られていた。ただ、下請けも含めた業者への周知、規制を担う自治体の人材確保など、飛散防止の実現には課題が多く残されている。【柳葉未来、鈴木理之、大場あい】

解体 28年ピーク

環境省の有識者会議が今回まとめた規制強化策で最大のポイントは、従来は一部の工事だけだった規制対象を、石綿が使用されている全ての建物の解体・改修の工事に広げた点だ。

石綿を含む建材は除去作業で飛散しやすい順に、①吹き付け材などの「レベル1」②耐火被覆材や断熱材などの「レベル2」③シート板などの「レベル3」の三つに分けられている。現行の大気汚染防止法は、危険性の高いレベル1、2の作業のみを対象に、解体・改修工事をする際は▽建物に石綿が使用されていないか事前調査をする▽石綿が含まれていると分かった場合、工事の実施を都道府県などに届け出る▽ことを求めている。

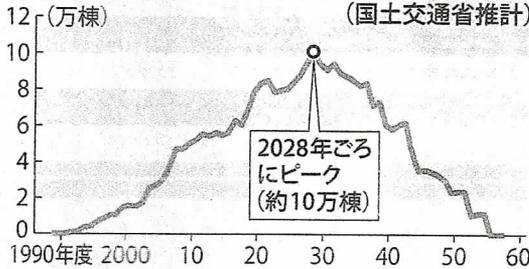
環境省の有識者会議が今回まとめた規制強化策で最大のポイントは、従来は一部の工事だけだった規制対象を、石綿が使用されている全ての建物の解体・改修の工事に広げた点だ。形状が安定しており、他の作業に比べて飛散の可能性が高くないのに加え、工事件数が膨大で規制が難しいことも背景にあった。

しかし、石綿問題に取り組む市民団体などからは、レベル3の工事でも飛散の恐れがあるとの声が強かった。一部の自治体では解体の仕方によって石綿が飛散する事例が確認され、条例でレベル3の工事も規制がかけられている。総務省の行政評価で2016年に

改善措置を勧告されたことを受け、環境省が改めて過去の工事記録などを調べてみると、飛散するトラブルが頻発していた。06年に使用が原則全面禁止されるまで建物には広く石綿が使われ、レベル3の建材は戸建て住宅や小規模ビルでも屋根や室内外の壁、床のタイルなどに使用されている可能性がある。また、今回の規制強化策は対象の拡大だけでなく規制内容自体も厳格化した。工事前に石綿の有無を調べる事前調査は誰が行ってもよかったが、専門知識を持つ人に限り認めることに



石綿を含む可能性のある民間建築物の解体棟数 (国土交通省推計)



石綿規制の主な法律	目的	規制対象	規制の内容
労働安全衛生法 (厚生労働省所管)	労働者保護	事業者	石綿の輸入、使用の禁止 石綿除去時の対策
大気汚染防止法 (環境省所管)	周辺住民保護	除去工事の発注者と受注者	解体時の事前調査や届け出など石綿除去時の対策
建築基準法 (国土交通省所管)	建物利用者の保護	建物の所有者、管理者、占有者	増改築時の除去などの義務 石綿飛散防止の勧告

石綿規制の主な経過

1972年	世界保健機関(WHO)や国際労働機関(ILO)が発がん性を指摘
75年	労働安全衛生法の省令改正(吹き付け作業の原則禁止)
89年	大気汚染防止法改正(石綿製品製造工場の規制)
95年	特に毒性の強い一部種類の石綿の使用禁止
96年	大気汚染防止法改正(建築物解体など規制)
2005年	クボタショック
06年	石綿健康被害救済法成立 建築基準法改正(増改築時などの除去義務付け) 石綿の使用の原則禁止
12年	石綿の使用・輸入など全面禁止
13年	大気汚染防止法改正(事前調査など義務付け)

行政が工事の状況を把握できるよう施工者に対し、事前調査結果を都道府県などに届け出ること、事前調査結果や除去作業の記録を一定期間保存することを義務付けるとした。

違法な工事をした業者への罰則を強化する方針も示した。現在はまず都道府県などが指導や改善命令をして、従わない場合のみに刑事罰が科されるが、指導などを経ずに罰せられるよう改めることを検討する。環境省幹部は「問題のある工事について、強い権限で対策に取り組むことができるようになる」と話した。